

ぶかいさぎょうち一む にちゅうかつどう す かたしえん ぎじめも がつ
部会作業チーム（日中活動とGH・CH、住まい方支援）議事メモ（12月）

1. 日時：平成22年12月7日（火）14:25～17:25

2. 場所：厚生労働省低層棟2階講堂

3. 出席者

おおくぼざちょう みつますふくざちょう おのいいん しみずいいん ならさきいいん ひらのいいん
大久保座長、光増副座長、小野委員、清水委員、奈良崎委員、平野委員

4. 議事要旨

はったつしょうがい こうじのうきのうしょうがい なんびょう けいどちてきしょうがい ひと
（発達障害、高次脳機能障害、難病、軽度知的障害などのある人たちへの
ひつよう ふくしきーびす
必要な福祉サービスについて）

・ 軽度の知的障害の方に対するワンストップ機能は必要。制度の谷間に落ち、
ゆば せいしん はったつ あたら しゅほう わんすとつぷ ば
行き場のない精神や発達など、新しい手法としてワンストップやたまり場、
みぢか しえん ひつよう
身近なところの支援は必要。

・ 相談支援について、地活の相談支援は使いづらい。何かあったときにどこ
そうだん わ
に相談すればよいのか分からない。

・ 特定のところに所属しない人に何かあった時、どこに相談に行けば良いの
か、あるいは単に行政の人とか、ピアカウンセリングとか、そういった機能を盛り
こ ひつよう
込む必要がある。

・ 身近なところで相談を受けられることから、たまり場の機能は必要。
わんすとつぷ じゅうよう
ワンストップで、つながっていくことが重要。

げんこう かいごきゅうふ くんれんとうきゅうふ ちいきせいかつしえんじぎょう くぶん
（現行の介護給付、訓練等給付と地域生活支援事業という区分について、

また、総合福祉法での支援体系のあり方について）

・ 介護給付と訓練等給付は分ける必要はなく、一本化ということで良い。

・ 地域生活支援事業の全てのサービスを個別給付にするのは無理があると
おも
思う。

・ 地域生活支援事業と個別給付の関係については、法の中で、どのよう

かたち ほうしゅう き かんが
な形で報酬を決めていくかを考えていかなければならない。

- げんこう たいせい ひつよう さーびすたいけい く た なお なか
・ 現 行 の 体 制 に と ら わ れ る 必 要 が な く サ ー ビ ス 体 系 を 組 み 立 て 直 す 中 で
せいど せさく かんが ひつよう ひと ちよくせつ しえん ぎむけいひ
制 度 ・ 施 策 を 考 え る 必 要 が あ る 。 人 に よ る 直 接 の 支 援 は 、 義 務 経 費 で あ る 。
そうだんしえん こべつしえんけいかく けあぶらんさくせい ぎむづ そうだん
相 談 支 援 は 個 別 支 援 計 画 や ケ ア プ ラ ン 作 成 を 義 務 付 け る こ と に よ り 、 相 談
けんすう こべつきゅうふ かんが
件 数 に よ っ て 個 別 給 付 に な る こ と も 考 え ら れ る 。
いま さーびすたいけい わくぐ かんが しえん ないよう しえん
・ 今 の サ ー ビ ス 体 系 の 枠 組 み か ら 考 え る の で は な く 、 支 援 の 内 容 や 支 援 の
ほうほう してん かんが
方 法 と い っ た 視 点 か ら 考 え て い く べ き だ 。
こべつしえん できだかばら ていがくはら あんしん じぎょう
・ 個 別 支 援 (出 来 高 払 い) で は な く 定 額 払 い と す る こ と で 、 安 心 し て 事 業 を
まか めん さーびす しつ あ かたち さーびす ていきょう
任 せ ら れ る 面 が あ る 。 サ ー ビ ス の 質 に 合 わ せ 、 ど う い っ た 形 で サ ー ビ ス を 提 供 す
る べ き か と い う 視 点 を 大 事 に し た 方 が 良 い 。
ていがくはら てき しえん こべつきゅうふ てき しえん かさ つか
・ 定 額 払 い に 適 し た 支 援 だ け で は な く 、 個 別 給 付 に 適 し た 支 援 を 重 ね て 使
りようしゃ にーず おう いってい しえん おこな
う こ と で 、 利 用 者 の ニ ー ズ に 応 じ た 一 定 の 支 援 が 行 え る 。
ちいきせいかつしえんじぎょう こべつきゅうふ はい と あつか
・ 地 域 生 活 支 援 事 業 に 個 別 給 付 す る べ き も の が 入 っ て い た の で 、 取 り 扱 い
が は っ き り し な く な っ た 。

げんこう くんれんとうきゅうふ じりつくんれん きのうくんれん せいかつくんれん
(現 行 の 訓 練 等 給 付 に つ い て 、 ま た 、 自 立 訓 練 (機 能 訓 練 ・ 生 活 訓 練)

かた
の あり 方 に つ い て)

- ひょうじゅんりようきかん せつてい りようしゃこじん じょうきょう けいやく ないよう
・ 標 準 利 用 期 間 の 設 定 に つ い て は 、 利 用 者 個 々 人 の 状 況 や 契 約 の 内 容 に
したが よ ひつような
従 っ て も ら え れ ば 良 い の で 、 必 要 無 い の で は な い か 。
ぶろぐらむ けんしょう もんだい けいかく じっこう
・ プ ロ グ ラ ム の 検 証 の 問 題 。 き ち ん と し た 計 画 が あ っ て 、 し っ か り と 実 行 ・
けんしょう よ おも
検 証 さ れ て い れ ば 良 い と 思 う 。
じりつくんれん じりつせいかつ む くんれん がっこうそつぎょうご
・ 自 立 訓 練 に つ い て は 、 自 立 生 活 に 向 け て の A D L の 訓 練 や 、 学 校 卒 業 後
とれーにんぐ りよう しかた きげんあ しえん かんが
の ト レ ー ニ ン グ と い っ た 利 用 の 仕 方 が あ る た め 、 こ れ は 期 限 有 り の 支 援 と も 考 え ら
れ る 。

せいかつかいご りょうようかいご ふく にちゅうかつどうしえんたいけい あ かた
(生 活 介 護 、 療 養 介 護 も 含 め た 日 中 活 動 支 援 体 系 の 在 り 方 に つ い て)

にちゅうかつどうさーびすたいけい
(日 中 活 動 サ ー ビ ス 体 系)

- にちゅうかつどうさーびす じぎょうたいけい かぎ しんぶる たいけい
・ 日 中 活 動 サ ー ビ ス の 事 業 体 系 は 、 で き る 限 り シ ン プ ル な 体 系 に す る
ひつよう てん ぜんいんいろん
必 要 が あ る 。 こ の 点 に つ い て は 、 全 員 異 論 が な い 。

- ・ 支給決定や報酬の仕組みに影響されるが、ダイアクティビティセンターのようなシンプルな体系でサービスを提供することができる仕組みが望ましい。定員の問題は、地方の小規模作業所や小さな事業所では本当に5人からやれる仕組みにしないと、事業を行えるのかどうか。
- ・ 多機能型という仕組みが、様々なサービスを身近な場所で受けることを可能にした。ダイアクティビティセンターにおいては、本当にサービスが提供できる基準が担保されるのかどうか。基準やルールは必要。
- ・ 基準やルールについては、ガイドラインやモデル形成により示せば良いのではないか。
- ・ ダイアクティビティセンターの基準や制度を定めただけで、そのチェックについてはモニタリングや通報等の制度の下で行っていくこととなる。
- ・ 施設を類型化して、職員数の最低基準を定めるべきではないか。
- ・ サービスのメニュー化が必要。ただし、実際の支援の中では一人ひとりに合わせた支援は必要。
- ・ サービスをどれだけ使えるか、時間の基準も必要。
- ・ サービス体系については、類型化する場合と一つにする場合との両論を併記する。また、いつまでも利用者を集めるといった考えではなく、その地域で障害者が何人いるかを把握し、職員が出向いていくアウトリーチ型という発想は必要である。社会福祉法の定員基準である10人を下回る支援を考える場合でも重要である。

ちいきかつどうしえんせんた
(地域活動支援センター)

- ・ 地域活動支援センターの活動支援を軸にしているところに関しては、ダイアクティビティセンターに、相談も実施しているI型のセンターは相談支援事業所にすればよい。
- ・ 個別給付の判定を受ける前の方向けのたまり場として、自治体の裁量で実施できる地域活動支援センターはあってもよいのでは。
- ・ 地域活動支援センターは、個別給付の有無に関わらず利用できるもの。個別給付の補完機能でない。

- ・ こちらりょうろんへいきも両論併記こべつきゆうふでよいのでは。個別給付きらく りようを受けなくても気楽ばに利用できる場があってもよい。たまり場ばであり、活動かつどうもできるという、いわゆる自由じゆうに何でもできるという形かたちも考えられるかんが。

たんきにゆうしょ につちゆういちじしえん
(短期入所・日中一時支援)

- ・ 日中一時支援につちゆういちじしえんについては、かつての日帰りショートひがえ しょーと、あるいはタイムケアたいむけあという形かたちで短期入所たんきにゆうしょにまとめる。タイムケアたいむけあは重要じゆうよう。
- ・ 事業所じぎょうしょがやっていないとき日中預かる場につちゆうあずが欲しいば、土日預かってほしいどにちあずという場合ばあいが考えられるかんが。ただし、預かりだけでなく、本人ほんにんの希望きぼうにより日中一時支援いちじしえんで訓練的くんれんてきな要素ようそを行う場合おこなもあるため、一概いちはがいに定義付けていぎづは難しいむずか。

ちいきいこう しょうへき じゅうたくもんだい かいけつ ぐたいてき
(これまで地域移行の障壁しょうへきになってきた住宅問題じゅうたくもんだいを解決かいけつするための、具体的なほうさく
方策ほうさくについて)

- ・ 「高齢者の居住こうれいしゃ きょじゅうの安定あんていの確保かくほに関する法律かん ほうりつ」と同様に、法制度どうよう ほうせいどでしっかり位置づけた上で、障害者向けいち うえの住宅しょうがいしゃむ じゅうたくが地域内ちいきないで確保かくほされるようなほうさくほうさくを推進すいしんしていく必要があるひつよう。

ちいき す かくほ ほうさく こうえいじゅうたく ゆうせんわく ひろ
(地域での住まいの確保ちいきの方策すとして公営住宅かくほ ほうさくへの優先こうえいじゅうたく枠ゆうせんわくを広げることについ
て)

- ・ どんどん広げるべき。1つの建物ひろに障害たてもんのある方が集まるのも不自然しょうがい。
民間の住宅かた あつについても進めていくべきであるふしぜん。
民間の住宅みんかん じゅうたくについても進めていくべきであるすす。

こうえいじゅうたく しつりょうとも ふそく げんじつ なか しょうがい ひと あぱーと
(公営住宅こうえいじゅうたくが質量共に不足する現実しつりょうともがある中で、障害ふそくがある人のアパートな
どの一般住宅いっばんじゅうたくの確保かくほの為の対応ためについて(家賃等やちんとうの軽減策けいげんさくや借り上げ型
賃貸住宅等ちんたいじゅうたくとう))

- ・ 民間住居への入居促進みんかんじゅうきよのため、家賃補助にゆうきよそくしんや住宅手当やちんほじよの創設じゅうたくてあてが望ましいそうせつ。
また、住居提供者にゆうきよていきようしゃに対する経済的支援策たいや優遇策けいざいてきしえんさくを講じる
必要があるゆうぐうさく。
必要があるひつよう。
- ・ グループホーム等ぐーほーむの整備せいびに際し、用途さいを寄宿舍ようととした場合、建築きしゆくしゃ
等ばあい、建築けんちく

基準法上の基準が厳しくなる。一般住宅として取り扱っていくという
スタンス。

- 地域の理解は必要であるが、一般住宅を建てるのに、地域住民に同意書
を取るのをおかしい。事業所に負担を求めるのをおかしい。
- 高齢者の分野では、事業者地域住民に説明するよう、行政も願
いをしている。地域で生活していくために、地域の理解が必要。住民の同意
なく、介護はGHをどんどん作った後で地域住民と軋轢が生じた。地域での
住民の理解を広げていくことが必要。

(居住サポート事業の評価とさらに必要とされる機能・役割について)

- 居住サポートの重要性についてはわかるが、これに24時間支援をつけるな
ど、無理のある事業となっている。
- 居住サポートの機能は重要であるため、単独で行うのではなく、相談支援
と一体的に行うなど、何らかの支援策として整理する必要がある。

(グループホームとケアホームについて、現状の問題点と今後のあり方について)

(グループホーム・ケアホーム)

- 制度名称をグループホームに統一することでよい。また、個別給付なので
支援のニーズが高い人にはそれなりの報酬をつける。定員については、
標準的には4~5人の少人数とする。家庭的な雰囲気というグループホーム
の基本に立ち戻るべき。

また、グループホームで提供するサービス機能とパーソナルな支援は別とすべ

き。

- 個別の必要性に応じてホームヘルプなどをつけていくことが必要。
- グループホームの世話人については、グループ指導するという専門性を認めて、
報酬の引き上げを行うべき。
- この形で整理していけば、障害の重い方についても利用できるようになる。

(福祉ホーム)

- ば ていきょう 場の提供であり、じゅうたくほしょう 住宅保障であるため個別給付にする必要はない。しえん 支援については、ほんらい 本来の個別給付である訪問系のサービスでやってもらえばよい。
- じゅうしょちとくせい 住所地特例が適用となっており、かね はい かた ちが お金の入り方が違うため運営するところはじゅうしょちとくせい 住所地特例の按分の費用負担のため、たいへん 大変だという声を聞く。
けあほーむ てんかん ケアホームに転換しているものもあるが、しんしょうけい 身障系はケアホームになると300時間、
じかん 450時間のじゅうどほうもんかいご 重度訪問介護が使えないからふくしほーむ 福祉ホームのままでしょうがい 障害のおも 重い人
ささ を支えようとしているところもある。「ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業の見直しと自治体の
やくわり 役割」ちーむ チームとのすり合わせがあ 必要である。